

鹿角市告示第61号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：花輪地区商店街通行量調査業務委託 委託内容：4地点での通行量調査 （委託期間内に3日間実施） 委託期間：令和 3年 5月28日 から 令和 3年 7月31日 まで
(2) 契約の相手方に必 要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該 当するシルバー人材センターであること。
(3) 契約相手方の決定 方法	該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求 め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和 3年 5月 7日（金） 提 出 先：産業部産業活力課産業戦略班

令和 3年 4月30日

鹿角市長 児 玉 一